

浄化槽完了検査（転換のみ実施）

① 浄化槽設備士の同席を確認

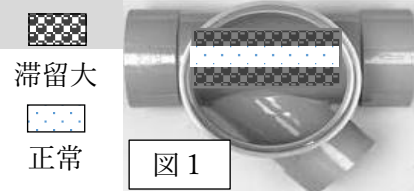
- ・ 工事店名・設備士名が申請と同じか、不在の場合は代理者氏名。
⇒浄化槽法では「浄化槽敷設時には、浄化槽設備士の技術管理が必要」

② 枧の設置数・設置個所等の確認

- ・ 枧の蓋はすべて開いた状態で、図面のとおり枧が設置されているか
- ・ 枧と枧の間の配管延長距離を図面と照合する。
 - *実際の延長距離が短い場合：補助金額の変更（交付決定額により安価）
⇒施工業者に書類（変更交付申請書・変更後の図面）の提出を求める
 - *延長距離が延びる場合：当初交付決定した補助金額に変更が出ないため問題はないが、大きく差がある場合は図面を再提出するようにする。
 - *配管延長・枧の数が当初と異なる場合、事業費が変わるときは、実績報告書の事業費記載欄に実際の工事費用を記載するよう伝える

③ 排水管内の流れを確認

- ・ 水を流す前に滞留していないか
- ・ 管内の流れを確認
- *浄化槽流入側の配管内の流れ



起点の汚水枧から水（バケツ1杯分）を流し、排水管内の流れを確認する
⇒滞留が見られる場合、配管の勾配に問題がある可能性もあるため業者に伝え対策を取ってもらう。（図1参照）

⇒その他、枧内部で改善すべき点が見受けられた場合も業者へ伝える

- *浄化槽流出側の確認（できれば）

側溝等放流の場合、流出側の起点となる枧から水を流し流れを確認

注）放流先の写真を必ず撮るよう業者に伝える（実績報告書に添付）

蒸発散槽の場合、蒸発散槽の蓋を開けた状態で正常に機能するか確認

④ 浄化槽及び宅内配管竣工写真撮影

- ・ 浄化槽接続手前の枧付近にて浄化槽が映るように撮影を行う。
必ずしも浄化槽の蓋を開ける必要はないが、開けておくのがベター
- ・ 黒板の記入例は図2のとおり。カメラ目線にならないように注意
※目線は浄化槽接続手前の枧を覗くような形にする



※ その他チェックポイント

- ・ 雨水の流入がないか確認する。
⇒許可なしに雨水等を浄化槽排水管へ流入することはできない（※注）ため当初計画で雨水流入が予定されていないにも関わらず、確認された場合は口頭にて注意指導する。（「許可を取らないと違法です」といった形で）

※注 雨水を污水管に流すと次のような問題にも繋がりがねない。

- ・ 道路や宅地内からの雨水を処理できず、家庭からの污水が溢れる
- ・ 雨水が多いと、浄化槽内へ逆流し、浄化槽が機能しなくなる恐れがある
- ・ 道路マンホールから污水が溢れるなど、重大な事故につながる危険が増す